

建築物環境報告書制度の概要

制度概要

- 年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等の事業者又は申請を行い知事から承認を受けた事業者（特定供給事業者）を対象とし、延床面積2,000㎡未満の中小規模新築建物（住宅等）への断熱・省エネ性能の確保、再エネ設置（太陽光発電設備）等の義務付け・誘導を行う仕組み

制度新設の考え方

- 年間着工棟数ベースで全体の98%（住宅は90%）を占め、既存制度の対象外である中小規模新築建物対策を推進することで、脱炭素化やレジリエンス向上を一層促進

断熱・省エネ性能基準

- 国の住宅トップランナー制度（TR）を基に設定

再エネ設置基準（太陽光発電設備）

- 再エネ設置基準 = ①設置可能棟数 × ②算定基準率 × ③棟当たり基準量
 - ① 設置可能棟数：算出対象屋根面積が20㎡未満等の場合、設置基準算定から除外可能
 - ② 算定基準率：区域ごとに3段階（85%、70%、30%）の算定基準率を設定
 - ③ 棟当たり基準量：1棟当たり2kW
- 利用可能な再生可能エネルギー：太陽光のほか、太陽熱や地中熱等も可
- 再エネ設備の設置場所及び設置手法：原則敷地内。リース等も可
- 代替措置：都内既存住宅への新規設置（但し、上限2割とする）

ZEV充電設備の整備基準

- 駐車場付建物1棟ごとに充電設備用配管等、駐車区画10台以上の場合普通充電設備を整備

その他

- 制度対象事業者に対し、住まい手等への環境性能の説明を義務付ける制度、履行状況の確認や適正履行等を目的とした都への報告、公表制度を新設

新制度の 主なポイント

【建築物環境報告書制度の対象事業者】

		対象事業者	対象事業者のイメージ（例）	基準適合の必要性	適合状況の公表	対象者の確定
特定供給事業者	義務対象者	年間供給 2 万㎡以上	大手ハウスメーカー等	必要	公表	年度終了後に対象者を確定
	任意参加者	年間供給 5 千㎡以上の希望する事業者 (5 千㎡未満の事業者複数によるグループも可(*))	義務対象者に準じる供給量を有する中小ハウスメーカーや地域工務店のグループ	必要	公表	事前申請し、都が承認
任意提出者		特定供給事業者以外の希望する事業者	上記以外の中小ハウスメーカーや地域工務店	必要としない	公表	年度終了後に提出することができる

(*) グループで承認を受ける場合は、主幹事社を定め、グループ全体として適合状況の報告を求める。

※ 「特定供給事業者再エネ設備等設置等支援事業」 (助成金) の助成対象者について

- ・ 本助成金の交付を申請する際に、建築物環境報告書制度を踏まえた事業計画を提出し、令和 7 年度から本制度に参加することを誓約するハウスメーカー・ビルダー等となります。